



平成19年第1回定例会は3月1日から16日まで、会期16日間で開催されました。今回の定例会では、平成19年度予算、「瑞穂町教育振興基金条例」など、合わせて39件の町長提出議案と、「瑞穂町議会委員会条例」など3件の議員提出議案を審議し、すべて原案どおり可決しました。

奨学金支給条例を可決

高校入学時に6万円

ジョイフル本田から教育目的のために1億5千万円の寄附を受けました。そのため、町では教育振興基金条例の制定ならびに、基金の運用を図るため、奨学金支給条例を制定することになりました。奨学金支給条例の主な内容は、経済的な理由により、高等学校等への入学が困難な方に対し、一律6万円を支給するものです。採決の結果、賛成多数で可決されました。

各議員の賛否は11ページに記載



起立採決の様子(本会議)

各議員の賛否は11ページに記載

議員提出で奨学金支給条例の修正動議

賛成少数で否決

町側の提案した奨学金支給条例に対し、「優秀な能力を涵養し、将来、町の発展に寄与する人材を排出することを目的とするべきである」という趣旨の改正案が吉岡議員、森議員から提出されました。主な内容は、スポーツ・芸術も含め、優秀な能力を有する者に対して、所得にかかわらず1,000万円までを上限に支給するというものです。採決の結果、賛成少数で否決されました。

議員からの質疑(抜粋)

Q 町提案の条例から「経済的に困難な方を救済する」というところが抜け落ちているが。

A もし本当にそのような救済が必要であるならば、基金ではなく一般財源でやるべき。

Q 1,000万円の根拠は。

A 大学の医学部の初年度納入金や海外留学時の卒業までの諸経費などを勘案し根拠とした。

Q 受給資格で、町内に1年以上居住とあるが、額が高額なだけに、悪用される心配はないか。

A そのために、所属している各団体や学校からの推薦書の提出および保証人を立てる内容とした。

補正予算を可決

一般会計予算を1億6,317万4,000円減額し、また、8つの特別会計総額2億3,924万5,000円を増額する補正予算を可決しました。

補正予算の主な内容

- ・教育振興基金積立金

議員からの質疑(抜粋)

Q 寄附の申し出から短期間でつくったようだが、様々な方面からの意見を聞いたのか。

A 教育委員会で2回、校長・副校長会で2回話をしている。そのほかの意見は聞いていない。

Q 6万円の根拠は。

A 公立高校の入学時に、雑多な軽費がおおむね6万円かかることや、近隣市の支給

金額が6万円であることなどが根拠である。

Q 支給対象が広く浅くと感じるが。

A 申請には中学校校長の推薦書を添付させたり、税金や給食費の未納が無いなどを判断の材料とし、審査をしていきたい。